平成２８年（フ）第４９２号
兵庫県姫路市白浜町乙739番地４ＴｈｅＣｉｔｙ白浜502、従前の住所兵庫県高砂市荒井町東本町６番８号
破産者　中国整体院こと張勁こと　大地　　京
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５４４号
広島市東区福田８丁目７番５号
破産者　水原　晴美
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５号
宮城県角田市笠島字北前62番地
破産者　植松　道友
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第４５号
宮城県角田市角田字豊町１番地10
破産者　小梨　義弘
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第２２４号
横浜市港北区大倉山４丁目１番１―101号
破産者　石川　直揮
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５０号
川崎市幸区北加瀬１丁目11番３―406号
破産者　湊谷由紀夫
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９１０号
京都市山科区西野小柳町73番地の10
破産者　大槻　　睦
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２１０号
京都府長岡京市柴の里10番地80
破産者　中野　明広
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２６号
奈良市押熊町1313番地の２　ガーデンハイツ登美ヶ丘105号
破産者　藤井　毅郎
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２７０号
奈良県大和郡山市九条町307―１　トマトホーム511、住民票上の住所奈良市七条西町１丁目24番６号
破産者　中山　良久
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３３号
長崎県諫早市貝津町2943番地　ハイツひろＢ101号、旧住所長崎県諫早市真崎町855番地１
破産者　松田美代子（旧姓南）
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
山口県下松市桜町２丁目11番６号　コーポ法蓮寺Ｄ号
破産者　林　　春美
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第１４８号
名古屋市東区矢田２丁目７番16号
破産者　津田　　毅
1　破産債権の届出期間　平成30年３月20日まで
2　一般調査期日　平成30年６月７日午前10時20分
平成30年２月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４６９号
名古屋市緑区大高町字寅新田13番地、商業登記簿上の本店所在地名古屋市緑区大高町字寅新田58
破産者　株式会社大輪
1　破産債権の届出期間　平成30年３月20日まで
2　一般調査期日　平成30年５月10日午前11時30分
平成30年２月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７４号
神戸市北区松が枝町１丁目36番地の30
破産者　向田　誠宏
1　破産債権の届出期間　平成30年３月20日まで
2　一般調査期日　平成30年４月24日午前10時
平成30年２月20日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２３７号
横浜市都筑区荏田東２丁目13番31号
破産者　井上　優作
1　破産債権の届出期間　平成30年３月22日まで
2　一般調査期日　平成30年５月23日午前11時
平成30年２月21日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６３１号
愛知県日進市赤池３丁目1701番地　Ｔステージ赤池ガーデンテラス312、従前の住所愛知県日進市米野木町三ケ峯４番地118
破産者　石橋　正邦
1　破産債権の届出期間　平成30年３月23日まで
2　一般調査期日　平成30年５月23日午前10時30分
平成30年２月19日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３５９１号
大阪府東大阪市高井田中１丁目１番11号
破産者　株式会社大東プラスチックス
1　破産債権の届出期間　平成30年３月23日まで
2　一般調査期日　平成30年４月23日午後２時30分
平成30年２月20日
大阪地方裁判所第６民事部